



令和7年8月14日

報道関係者各位

檜原市 福祉部 障がい福祉課

「手話言語の国際デー」のライトアップのお知らせ

「手話言語の国際デー」にブルーライトアップをします!!

毎年、9月23日は、「手話言語の国際デー」です。

「手話言語の国際デー」は、2017年12月19日に国連総会で決議されました。

決議文では、「手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう国連加盟国すべてにおいて手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進する」とされており、9月23日に世界平和を表す青色のライトアップが世界各地で行われています。

また、国内では令和7年6月25日に手話施策推進法が施行され、手話に関する国民の理解と関心を深めるよう、手話言語の国際デーと同じ9月23日が「手話の日」と定められました。

檜原市では、手話への理解を深め、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念に、平成30年4月1日に手話言語条例を施行し、手話の普及・啓発に取り組んでいます。その取り組みのひとつとして、「手話言語の国際デー」にブルーライトアップを行い、豊かな共生社会の実現を目指します。

1. 期間 令和7年9月13日（土）から令和7年9月23日（火・祝）まで

各日 午後6時から午後9時30分まで

2. 場所 檜原市役所分庁舎（ミグランス）10階展望フロア

（檜原市内膳町1丁目1-60）

＜本件に関する問い合わせ先＞

檜原市 福祉部 障がい福祉課

檜原市内膳町 1-1-60

TEL:0744-20-0015（直通）

担当:布上、山上、米田